

原子力損害賠償制度の見直しに係る個別の論点について〔9〕

【原子力損害賠償に係る消滅時効（補足）】

原子力損害賠償に係る消滅時効について①

- 現行の原賠法において、損害賠償請求権の消滅時効に係る規定は特段設けられていないことから、不法行為による損害賠償請求権の期間の制限について規定している民法第724条が適用されると考えられる。
- ウラン加工工場臨界事故においては、避難指示が短期間で解除され、大部分の賠償金の支払も比較的早期に完了したことから、消滅時効について特段の措置は行われなかった。
- 東電福島原発事故では、長期避難等により損害賠償請求権の行使に困難を伴う場合があることから、消滅時効等の特例に係る特別立法が行われた。
- この特別立法により、原子力損害に係る損害賠償請求権に関する民法第724条の規定の適用について、同条前段に定める3年の期間は10年と、同条後段に定める20年の起算点は「不法行為の時」から「損害が生じた時」とされた。

◆東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律（平成25年法律第97号）

（趣旨）

第1条 この法律は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害が大規模で長期間にわたる未曾有のものであり、特定原子力損害を被った者のうちに今なお不自由な避難生活を余儀なくされその被った損害の額の算定の基礎となる証拠の収集に支障を来している者が多く存在すること、個々の特定原子力損害の被害者に性質及び程度の異なる特定原子力損害が同時に生じその賠償の請求に時間を要すること等により、特定原子力損害に係る賠償請求権の行使に困難を伴う場合があることに鑑み、特定原子力損害の被害者が早期かつ確実に賠償を受けることができるようにするための体制を国が構築するために必要な措置について定めるとともに、特定原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例を定めるものとする。

（消滅時効等の特例）

第3条 特定原子力損害に係る賠償請求権に関する民法（明治29年法律第89号）第724条の規定の適用については、同条前段中「3年間」とあるのは「10年間」と、同条後段中「不法行為の時」とあるのは「損害が生じた時」とする。

原子力損害賠償に係る消滅時効について②

- 民法第724条の消滅時効については、平成29年5月、民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)が成立し、これまで除斥期間と解されていた不法行為債権に関する長期20年の期間制限について、時効期間であることが明記された。
なお、改正後の民法については、平成32年4月1日から施行される予定である。
- この改正により、原子力損害の損害賠償請求権についても、不法行為の時から20年という期間制限について時効の中断及び停止(改正後の民法では完成猶予及び更新)が認められることとなり、被害者保護に資することとなったと考えられる。
- 東電福島原発事故では、消滅時効について特別立法で対応したように、今後も原子力事故の態様及び被害の状況に応じて特別な措置を講ずることについて検討が必要な場合はあり得ると考えられるものの、事故の態様等は様々である中、あらかじめ原子力損害賠償について消滅時効の特則を設け、一律に民法より長期の時効期間を設けることは適当ではなく、あらゆる事故の態様等を想定し、それに応じた時効期間を設けることは困難であると考えられる。
- 以上のことから、**損害賠償請求権に係る消滅時効の特則を設けることとはせず、従前同様、民法の規定を適用することが妥当**である。

【参考】民法等の消滅時効に係る規定の改正

法律名	改正前	改正後
民法 (明治29年法律第89号)	(不法行為による損害賠償請求権の期間の制限) 第724条 不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。 <u>不法行為の時から20年を経過したときも、同様とする。</u>	(不法行為による損害賠償請求権の消滅時効) 第724条 不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、 <u>時効によって消滅する。</u> 一 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないとき。 二 <u>不法行為の時から20年間行使しないとき。</u> (人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効) 第724条の2 人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効についての前条第1号の規定の適用については、同号中「3年間」とあるのは、「5年間」とする。
鉱業法 (昭和25年法律第289号)	(消滅時効) 第115条 損害賠償請求権は、被害者が損害及び賠償義務者を知った時から3年間行わないときは、時効によつて消滅する。 <u>損害の発生</u> <u>の時から20年を経過したときも、同様とする。</u> (新設) 2 前項の期間は進行中の損害については、その進行のやんだ時から起算する。	(消滅時効) 第115条 損害賠償請求権は、次に掲げる場合には、 <u>時効によって消滅する。</u> 一 被害者が損害及び賠償義務者を知った時から3年間行使しないとき。 二 <u>損害の発生</u> の時から20年間行使しないとき。 2 人の生命又は身体を害した場合における損害賠償請求権の消滅時効についての前項第1号の規定の適用については、同号中「3年間」とあるのは、「5年間」とする。 3 前2項の期間は、進行中の損害については、その進行のやんだ時から起算する。
大気汚染防止法 (昭和43年法律第97号)	(消滅時効) 第25条の4 第25条第1項に規定する損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から3年間行わないときは、時効によつて消滅する。 <u>損害の発生</u> の時から20年を経過したときも、同様とする。	(消滅時効) 第25条の4 第25条第1項に規定する損害賠償の請求は、次に掲げる場合には、 <u>時効によつて消滅する。</u> 一 被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から5年間行使しないとき。 二 <u>損害の発生</u> の時から20年を経過したとき。
水質汚濁防止法 (昭和45年法律第138号)	(消滅時効) 第20条の3 第19条第1項に規定する損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から3年間行わないときは、時効によつて消滅する。 <u>損害の発生</u> の時から20年を経過したときも、同様とする。	(消滅時効) 第20条の3 第19条第1項の規定する損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、 <u>時効によつて消滅する。</u> 一 被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から5年間行使しないとき。 二 <u>損害の発生</u> の時から20年を経過したとき。